

ひろぎん スウィングサービス規定

1. 本サービスによる定期預金の自動作成は、振替指定日に普通預金口座から預金口座振替により取扱い
ます。ただし、振替指定日が銀行の休日に当たる場合は、翌営業日に取扱います。
2. 定期預金の作成は、振替指定日の前日の普通預金最終残高が、振替基準額を超えた時に取扱います。
ただし、振替基準額を超えた金額が振替単位に満たない場合は、お取扱いいたしません。
3. 振替金額は、振替基準額を超えた金額で振替単位の整数倍とし、振替限度額の範囲内で振替単位ごと
の定期預金を作成します。
4. スウィングサービス口座の定期預金の満期日が到来した場合は、総合口座取引規定にかかわらず次の
とおり取扱います。
 - (1) 満期日に当座貸越残高がある場合には、定期預金を解約のうえ元利金を普通預金へ振替入金いたし
ます。ただし、スウィングサービス契約日後作成した定期預金をその対象とします。なお、同一日
に複数の定期預金の満期日が到来する場合は、当座貸越残高がなくなるまで、1口ごとにお預り番
号順に取扱います。
 - (2) 満期日に当座貸越残高がない場合には、予め指定された方法により定期預金の自動継続をいたしま
す。
5. 預金口座振替による普通預金の引落としならびに定期預金の解約は、総合口座取引規定にかかわらず預
金通帳および所定の払戻請求書の提出は不要とします。
6. このお取扱の有効期限は、ご依頼の日から 1 年間とします。お取扱期限の 1 か月前までにお客さまま
たは当行から解約の意思表示がない時は、更に 1 年間延長することとし、以後も同様とします。
7. (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場
合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更でき
るものとします。
 - (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上